

違反者講習

対象となる人	違反点数3点以下の軽微な交通違反（交通事故を含む。）を繰り返し行い、累積点数が6点になった方。ただし、過去3年以内に免許の取消、停止処分又は違反者講習を受けた方は受講できません。												
講習の通知	講習の対象となる方には受講の通知書を送付します。												
受講期間	講習の通知を受け取った日の翌日から1か月以内です。												
講習の申込み	講習は予約制です。 定員がありますので早めに申し込んでください。 窓口 熊本県交通安全協会安全運転学校（熊本県運転免許センター1階） 電話 096-233-2117 受付 8:30～16:30（休日を除く月～金曜日）												
講習の内容	<p>次の3つから1つを選んで受講します。 実施日や時間については通知書を確認してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">講習の種別</th> <th style="width: 50%;">内容</th> <th style="width: 30%;">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">① 実車講習</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 座学講習 ○ 講習車両を路上で実際に運転して行う運転適性指導 </td> <td style="text-align: center;">13,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 社会参加活動講習</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 座学講習 ○ 道路の環境整備、放置自転車の撤去、街頭での交通指導等体験(社会参加活動) </td> <td style="text-align: center;">9,950円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 社会参加活動講習 (事前体験)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住所地を管轄する警察署管内での社会参加活動(1日目) ○ 安全運転学校での座学講習(2日目) </td> <td style="text-align: center;">9,950円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 手数料には通知手数料900円を含みます。 ※ ①、②は1日の講習で終了します。</p>	講習の種別	内容	手数料	① 実車講習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 座学講習 ○ 講習車両を路上で実際に運転して行う運転適性指導 	13,400円	② 社会参加活動講習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 座学講習 ○ 道路の環境整備、放置自転車の撤去、街頭での交通指導等体験(社会参加活動) 	9,950円	③ 社会参加活動講習 (事前体験)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住所地を管轄する警察署管内での社会参加活動(1日目) ○ 安全運転学校での座学講習(2日目) 	9,950円
講習の種別	内容	手数料											
① 実車講習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 座学講習 ○ 講習車両を路上で実際に運転して行う運転適性指導 	13,400円											
② 社会参加活動講習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 座学講習 ○ 道路の環境整備、放置自転車の撤去、街頭での交通指導等体験(社会参加活動) 	9,950円											
③ 社会参加活動講習 (事前体験)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住所地を管轄する警察署管内での社会参加活動(1日目) ○ 安全運転学校での座学講習(2日目) 	9,950円											
備考	<p>1 受講期間内に受講した場合 免許停止処分にならず、講習の対象となった累積点数の6点はその後の違反に加算されません。</p> <p>2 受講期間内に受講しなかった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 30日の免許停止処分になり、かつ停止処分者講習（停止期間を短縮することができる講習）は受講できません。 ○ ほかに交通違反又は事故をした場合、違反等の内容に応じて60日以上免許停止等の加重処分となります。 												